

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

- ・長井市は、人口動向をみると、近年では一貫して減少傾向が続いており、平成 22 年の国勢調査における人口増加率を前回の国勢調査と比較すると、－4.7%になっている。推計によれば、平成 27 年以降についても人口の減少は続き、その減少幅はさらに大きくなっていく。中心市街地の人口減少は長井市全体と比べ、若干上回るペースで推移しており、人口減少が比較的早く進むものと推計されるため、今後は空き家の増加が懸念される。世帯数についても、長井市全体および中心市街地双方とも世帯数は年々減少傾向がみられる。単独世帯数についても同様の傾向がみられる。

- ・市民アンケートで、住むうえで必要なことをたずねたところ、「買い物に便利な立地であること」が 64.0%と最も割合が高く、次いで「福祉・医療施設が充実していること」(45.6%)、「一戸建てであること」(26.7%)、「教育施設や文化施設、コミュニティ施設が充実していること」(25.7%)の順となっている。

以上から、中心市街地への居住を促すには、「商店街の活性化」や「大規模小売店舗等の集客力のある施設の整備」など、最寄品を確保するための施設が必要であることが示された。あわせて、「福祉・医療施設」や「教育・文化施設」、「コミュニティ施設」の充実へのニーズも高い。

- ・中心市街地には適地が無いことから、新規の住宅供給はほとんど行われていない。

(2) 事業の必要性

- ・中心市街地には適地が無いことから、まちなかへの居住希望に対して、宅地分譲等では対応しにくい状況にある。このことから、住宅及び宅地の流動性を高めていく必要がある。
- ・今後、増加が見込まれる空き家についても、適正な管理を促すことでまちなか居住につながるよう、中心市街地の空家実態調査及び活用策の検討を進め、情報提供体制の整備していく。
- ・また、移住者の住宅取得や在住者の住宅新築改築への支援事業を行い、移住定住の促進や現在のまちなか居住者にとって快適な住居環境を整えられるよう支援していく。

(3) フォローアップ

年 1 回、基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、必要に応じて事業の改善などの措置をする。

〔２〕 具体的事業の内容

（１） 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２） ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（２） ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（３） 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

（４） 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための 位置付け及び必要性	措置の内容及び 実施時期	その他の事項
〔事業 17〕 中心市街地の空き家実態調査及び活用策検討事業 〔内容〕 調査及び活用策の検討 〔実施時期〕 平成28年度～	長井市	空き家等において倒壊等の恐れや再活用が可能かどうか実態を調査する。居住や利用可能な物件を空き家バンクに登録し、移住促進の方策の検討を行う。		
〔事業 18〕 長井市定住促進支援事業 〔内容〕 土地や建物の取得又は経費の一部補助 〔実施時期〕 平成28年度～	長井市	市外からの転入者等に対して、中心市街地を含む市内に土地や建物を購入する場合に補助を行い、定住促進を図る。	〔支援措置〕 長井市定住促進補助金 〔実施時期〕 平成28年度～	中心市街地だけでなく市全体を対象区域にした事業
〔事業 19〕 長井市住宅新築・増改築支援事業 〔内容〕 建物の新・増改築に係る経費の一部補助	長井市	中心市街地を含む市内在住者が市内の事業者建物の新・増改築を依頼する場合、経費の一部を支援することにより定住促進を図る。	〔支援措置〕 長井市住宅新築・増改築補助金（市単独補助） 〔実施時期〕 平成28年度～	中心市街地だけでなく市全体を対象区域にした事業

【実施時期】 平成28年度～				
【事業 20】 長井市住宅リフォーム等支援事業 【内容】 居住部分のリフォームに係る経費の一部補助 【実施時期】 平成28年度～	長井市	中心市街地を含む市内在住者が市内事業者へ建物のリフォームを依頼する場合に、経費の一部を支援することにより定住促進を図る。	【支援措置】 長井市住宅リフォーム補助金（県、市補助） 【実施時期】 平成28年度～	中心市街地だけでなく市全体を対象区域にした事業